

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成27年 4月24日  
【会社名】 株式会社ヒューテックノオリン  
【英訳名】 Hutech norin Co.,Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 綾 宏将  
【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目18番 4号  
【電話番号】 03 ( 3632 ) 3434  
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 坂内 茂昭  
【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目18番 4号  
【電話番号】 03 ( 3632 ) 3434  
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 坂内 茂昭  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2番 1号 )

## 1 【提出理由】

当社（以下「ヒューテックノオリン」）と名糖運輸株式会社（以下「名糖運輸」）は、共同株式移転（以下「本株式移転」）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」）について基本的な合意に達し、平成27年2月10日開催の各社取締役会において経営統合に関する基本合意書を締結することを決議し、締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出しております。

この度、ヒューテックノオリン及び名糖運輸は、平成27年4月24日開催の各社取締役会における決議に基づき、統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を作成いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(1) 本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

（訂正前）

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	名糖運輸株式会社
本店の所在地	東京都武蔵野市中町二丁目4番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 林原 国雄
資本金の額（平成26年9月30日現在）	2,176百万円
純資産の額（平成26年9月30日現在）	11,866百万円（連結）
総資産の額（平成26年9月30日現在）	30,733百万円（連結）
事業の内容	一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、倉庫業等

（中略）

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8.18
協同乳業株式会社	5.11
名糖産業株式会社	4.92
農林中央金庫	4.50
共栄火災海上保険株式会社	4.27

（後略）

(訂正後)

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	名糖運輸株式会社
本店の所在地	東京都武蔵野市中町二丁目4番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 林原 国雄
資本金の額（平成26年12月31日現在）	2,176百万円
純資産の額（平成26年12月31日現在）	11,941百万円（連結）
総資産の額（平成26年12月31日現在）	31,709百万円（連結）
事業の内容	一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、倉庫業等

(中略)

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成27年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
協同乳業株式会社	13.30
名糖産業株式会社	4.92
農林中央金庫	4.50
共栄火災海上保険株式会社	4.27
三井住友海上火災保険株式会社	2.95

(後略)

(3) 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

(訂正前)

(前略)

株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

( ) 本株式移転に係る割当ての内容

	名糖運輸	ヒューテックノオリン
株式移転比率	1	1.44

(中略)

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：25,690,799株

名糖運輸の発行済株式総数11,000,000株（平成26年12月末時点）、ヒューテックノオリンの発行済株式総数10,438,000株（平成26年12月末時点）を前提として算出してあります。但し、名糖運輸及びヒューテックノオリンは、本株式移転の効力発生までに、両社が保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成26年12月末時点で両社が有する自己株式（名糖運輸：270,246株、ヒューテックノオリン：48,385株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(中略)

( ) 本株式移転の日程

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（両社）	平成27年2月10日
経営統合に関する基本合意書締結（両社）	平成27年2月10日
定時株主総会に係る基準日（両社）	平成27年3月31日（予定）
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会（両社）	平成27年4月24日（予定）
統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	平成27年4月24日（予定）
統合承認定時株主総会（両社）	平成27年6月26日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	平成27年9月28日（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	平成27年10月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	平成27年10月1日（予定）

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、両社で協議し合意の上で変更することがあります。

( ) 株式移転計画の内容

本株式移転に係る株式移転計画は、今後両社で協議のうえ、平成27年4月24日に作成する予定です。

(訂正後)

(前略)

株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

( ) 本株式移転に係る割当ての内容

	名糖運輸	ヒューテックノオリン
株式移転比率	1	1.44

(中略)

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：25,690,799株

名糖運輸の発行済株式総数11,000,000株(平成27年3月末時点)、ヒューテックノオリンの発行済株式総数10,438,000株(平成27年3月末時点)を前提として算出してあります。但し、名糖運輸及びヒューテックノオリンは、本株式移転の効力発生までに、両社が保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成27年3月末時点で両社が有する自己株式(名糖運輸：270,246株、ヒューテックノオリン：48,385株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(中略)

( ) 本株式移転の日程

経営統合に関する基本合意書承認取締役会(両社)	平成27年2月10日
経営統合に関する基本合意書締結(両社)	平成27年2月10日
定時株主総会に係る基準日(両社)	平成27年3月31日
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会(両社)	平成27年4月24日
統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)	平成27年4月24日
統合承認定時株主総会(両社)	平成27年6月26日(予定)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	平成27年9月28日(予定)
統合予定日(共同持株会社設立登記日)	平成27年10月1日(予定)
共同持株会社株式上場日	平成27年10月1日(予定)

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、両社で協議し合意の上で変更することがあります。

( ) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

名糖運輸株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ヒューテックノオリン（以下「乙」という。）とは、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の設立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社 C & F ロジホールディングス」とし、英文では「Chilled & Frozen Logistics Holdings Co., Ltd.」とする。

(3) 本店の所在地

新会社の本店所在地は、東京都新宿区とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2 前項の規定に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款に記載のとおりとする。

（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

松田 鞍夫

林原 国雄

綾 宏将

道田 和宏

酒光 修史

武藤 彰宏

小澤 渉

水谷 彰宏

2 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

宮崎 博史

戸田 等

高木 伸行

館 充保

3 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

（株式移転に際して交付する新会社の株式及びその割当て）

第4条 新会社は、本株式移転に際して、新会社が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、当該時点を「基準時」という。）の甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、（ ）甲が基準時現在発行している普通株式数と同数、及び（ ）乙が基準時現在発行している普通株式数に1.44を乗じた数の合計数の新会社の普通株式を交付する。

2 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲及び乙の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.44株の割合をもって割り当てる。

3 前二項に従い甲又は乙の株主に対して交付しなければならない新会社の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、新会社は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理するものとする。

(新株予約権の取扱い)

- 第5条 乙は、第8条に定める甲及び乙の株主総会において本計画が承認された場合、新会社の設立日の前日までに、乙の未行使の新株予約権の全部を、当該新株予約権の新株予約権者による権利放棄により消滅させ、これにより、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、金銭による退職慰労金制度に移行するものとする。
- 2 乙において前項の新株予約権が消滅するまでの間に、当該新株予約権が行使された場合、乙は、自己株式を保有している限り、新株予約権を行使した新株予約権者に対し、乙の新株を発行せず、乙が保有する自己株式を交付するものとする。

(新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

- 第6条 新会社の設立日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
40億円
- (2) 資本準備金の額  
10億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

(新会社の設立日)

- 第7条 新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の設立日」という。)は、平成27年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(株式移転計画承認株主総会)

- 第8条 甲及び乙は、平成27年6月26日を開催日として定期株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場)

- 第9条 新会社は、新会社の設立日において、その発行する株式の東京証券取引所への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

- 第10条 新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(剰余金の配当)

- 第11条 甲は、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり15円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり7.5円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり14円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり14円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の設立日までの間、新会社の設立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

(自己株式の消却)

- 第12条 甲及び乙は、新会社の設立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、基準時においてそれの保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)を、株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式移転の効力発生前に会社法178条の規定に従い消却するものとする。

(株式移転の中止)

第13条 甲又は乙は、新会社の設立日の前日までに限り、次の各号に定める場合には、直ちに本株式移転を中止することができる。

- (1) 本計画に関連して甲乙間で締結された契約書が解除された場合
- (2) 相手方が本計画に基づく債務の全部若しくは一部を履行せず、又は本計画に違反した場合において、催告後10日を経過しても当該債務を履行せず、又は当該違反状態を是正しない場合
- (3) 相手方の経営、事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす事象が生じた場合
- (4) 相手方が、法令違反を理由として重大な行政処分又は是正命令等を受けた場合
- (5) 本株式移転の実行に重大な支障が生じ、又は判明した場合

(株式移転計画の失効)

第14条 本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会における本計画の承認又は国内外の関係法令に定められた関係官庁の承認が得られなかったとき及び前条に基づき本株式移転を中止するときは、その効力を失う。

(紛争解決)

第15条 本計画に関連する甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第16条 本計画に定めのない事項及び本計画の定める各条項の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本計画成立の証として、本書2通を作成して、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年4月24日

甲：東京都武蔵野市中町二丁目4番5号  
名糖運輸株式会社  
代表取締役社長 林原 國雄 印

乙：東京都墨田区両国二丁目18番4号  
株式会社ヒューテックノオリン  
代表取締役社長 綾 宏将 印

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社C & F ロジホールディングスと称し、英文では、Chilled & Frozen Logistics Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 倉庫業・製造業・自動車運輸代行業及び自動車管理業の請負事業
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 職業紹介事業
- (7) 教育研修事業
- (8) 物品販売業
- (9) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (10) リース業
- (11) 自動車運送警備業
- (12) 廃棄物処理業
- (13) 不動産の売買・仲介・賃貸借・開発・保守・管理に関する事業
- (14) 物流情報の収集、処理及びこれに付随する事業
- (15) 広告代理業
- (16) 再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の販売等に関する事業
- (17) 保育所・託児所の運営事業
- (18) 前各号に付帯関連する一切の事業

2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

##### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

##### (選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

##### (任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

##### (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

##### (取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

##### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

##### (取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

##### (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

##### (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

##### (取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同項に規定する取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同項に規定する監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第6章 会計監査人

### (選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### (任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第27条および第35条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、取締役につき総額金22,500万円以内とし、監査役につき総額金4,500万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

(1) 商号	株式会社C & F ロジホールディングス (英文表記) Chilled & Frozen Logistics Holdings Co.,Ltd.
(2) 本店の所在地	東京都区内(予定)
(3) 代表者の氏名	現時点では確定しておりません。
(4) 資本金の額	4,000百万円
(5) 純資産の額	現時点では確定しておりません。
(6) 総資産の額	現時点では確定しておりません。
(7) 事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務

(訂正後)

(1) 商号	株式会社C & F ロジホールディングス (英文表記) Chilled & Frozen Logistics Holdings Co.,Ltd.
(2) 本店の所在地	東京都新宿区
(3) 代表者の氏名	代表取締役会長 松田 鞍夫 現：ヒューテックノオリン 代表取締役会長 代表取締役社長 林原 国雄 現：名糖運輸 代表取締役社長
(4) 資本金の額	4,000百万円
(5) 純資産の額	現時点では確定しておりません。
(6) 総資産の額	現時点では確定しておりません。
(7) 事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務

以上